

令和6年度入学者用 飛騨市育英基金貸付けの手引き

育英基金の貸付けを希望する皆さんへ

高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部
高等専門学校・短期大学・大学・大学院 専修学校・各種学校



飛騨市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0577-73-7493

飛騨市ホームページ（申請書ダウンロードURL）

<https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/29/ikuei.html>

飛騨市育英基金

検索



《この手引きは、償還終了まで保存してください。》

目 次

第一部 飛騨市育英基金の貸付について

1 育英基金の貸付け	1
2 育英基金の償還	1
3 育英基金償還を免除する特例	3
4 育英基金の償還の猶予等	3

第二部 飛騨市育英基金の貸付申請について

1 申請書の提出先と提出期限	4
2 貸付対象者	4
3 申請に必要な書類	4
4 育英基金貸付申請における学業成績の基準	5
5 育英基金貸付申請における保護者等の所得の基準	6
6 申請書のチェックについて	9
育英基金貸付申請チェック表	10

第三部 貸付決定後の手続き及び提出書類等について

1 貸付決定後に提出していただく書類	11
2 育英基金の貸付（支給開始月）	11
3 育英基金の貸付の停止	11
4 学業成績証明書の提出	11
5 進学後の学業成績の基準	12
6 住所等変更届の提出	12

資 料 申請書等の記入例について

1 育英基金貸付申請書	14
2 育英基金貸付申請用所得計算表	16
3 自己申告書	18
4 育英基金貸付生推薦調書	19
5 育英基金誓約書	20
6 育英基金継続意向調書	21
7 育英基金貸付生住所等変更届	22
8 育英基金貸付額変更申請書	23
9 育英基金借用証書	24
10 育英基金償還変更申請書	26
11 育英基金償還猶予申請書	28
12 育英基金償還免除申請書	29

第一部 飛騨市育英基金の貸付けについて

飛騨市では、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な状況にある学生等に対し、就学資金として育英基金を所定の学業成績及び保護者の所得基準（6ページ参照）によりお貸しします。なお、成績基準に限らない「チャレンジ枠（スポーツ、芸術分野等で優秀な成績を修めているなど）」を設けております。（5ページ参照）

育英基金は無利息貸与です。育英資金の貸付終了後は返還（以下「償還」という。）の義務があり、必ず償還していただくことになります。ただし、平成29年度からひとり親世帯や低所得世帯等の方には、所定の所得基準により貸付年度毎に償還が免除となる制度を導入しており、所定の要件に該当する場合は、貸付金の全部または一部の償還を免除いたします。（3ページ参照）

また、償還中に病気や失業などで償還が困難になった場合は、状況に応じて償還期限を猶予する制度がありますので、教育総務課までご相談ください。

1 育英基金の貸付け

育英基金の貸付金額と貸付期間は次のとおりです。

進学する学校等の種類	貸付月額	貸付期間
・高等学校 ・中等教育学校の後期課程 ・特別支援学校の高等部 ・専修学校の高等課程	月額2万円 以内	・令和6年4月から卒業するまで（標準修業年限の終わりまで）。
・短期大学、大学、大学院 ・高等専門学校 ・専修学校の専門課程 ・上記以外の学校（令和2年度から 大学校等も対象となっています。 <u>事前にご確認ください。</u> ）	月額5万円 以内	・貸付期間は短縮することができます。

※ 貸付総額の上限額は、1人につき360万円です。

貸付月額は、貸付決定後に変更することができます。

【貸付例】

- ・進学先：〇〇大学（修業年限4年）
- ・貸付期間：令和6年4月から令和10年3月（4年間）
- ・貸付総額：5万円/月×12か月×4年＝240万円（年額60万円）

2 育英基金の償還

- ・育英基金の貸付金は、無利子です。
- ・育英基金の償還期間は、1年間の償還猶予期間ののち、貸付金の支給を受けた月数の3倍の月数以内となります。（但し、償還金免除対象者を除く。）
- ・育英基金の償還は、あなたが指定する口座から口座振替で行います。

・育英基金貸付金の償還期間と償還方法は下記のとおりです。

(償還期間と方法)

貸付期間	据置期間	最大償還期間	償還方法
1年(12ヶ月)	1年 (12ヵ月)	3年(36ヶ月)	あなたのライフプランに合わせて、月賦、半年賦、年賦の3つの支払方法から選択できます。 ※月賦と半年賦は年賦との併用もできます。
2年(24ヶ月)		6年(72ヶ月)	
3年(36ヶ月)		9年(108ヶ月)	
4年(48ヶ月)		12年(144ヶ月)	
5年(60ヶ月)		15年(180ヶ月)	
6年(72ヶ月)		18年(216ヶ月)	

※ 償還期間は、ご自身の都合により年度単位で変更することができます。また償還方法についても年度単位で変更することができます。

【償還例】

令和6年4月から4年間、毎月5万円の貸付を受け、償還を最長期間の12年間(4年×3倍)で行う場合。

- ・貸付期間：令和6年4月から令和10年3月(4年間)
- ・償還総額：240万円
- ・償還据置期間：令和10年4月から令和11年3月(1年間)
- ・償還期間：令和11年4月から令和23年3月(12年間)
- ・償還月額：月賦の場合 16,600円/月×144回(12年間)
 [初回のみ(R11.4月) 26,200円]
 :半年賦の場合 100,000円/回×24回(2回/年×12年)
 :年賦の場合 200,000円/年×12回

【月賦償還の場合の毎月の償還額早見表】

償還期間	2年制短期大学等の場合 (借入額120万円)	4年制大学等の場合 (借入額240万円)	備考
4年(48ヶ月)	25,000円/月		
5年(60ヶ月)	20,000円/月		
6年(72ヶ月)	16,600円/月		初回は21,400円
8年(96ヶ月)		25,000円/月	
10年(120ヶ月)		20,000円/月	
12年(144ヶ月)		16,600円/月	初回は26,200円

※この償還額例はあくまで目安です。あなたのライフプランに合わせて、毎月の償還額を計画ください。

3 育英基金償還を免除する特例

(1) 条件

育英基金の貸付を申請された方のうち、下記条件のいずれかに該当される方には貸付年度毎に償還免除の特例が適用されます。

- ① ひとり親世帯等であること。(別途所得要件あり)
- ② 低所得世帯であること。(別途所得要件あり)
- ③ 生活保護世帯であること。

(2) 免除区分とその要件(貸与決定とは別の所得審査あり)

新規貸付年度又は貸付継続年度毎の所得等審査により、償還免除の特例の資格を有することとなった方は償還時に以下の要件で償還が免除されます。

なお、償還免除の場合の償還期間については、他の貸付生と同様1年間の償還据置ののち、貸付期間と同じ年数で償還期間が設定され、免除決定がなされた貸付年度に符合する形で毎年度制度適用を受けることとなります。(所得状況により年度毎に免除の有無があるということになります。)

- ① 卒業後、飛騨市民となって就職した場合 … 全額免除
- ② 卒業後、飛騨市以外に住所を有し、就職した場合 … 半額免除
- ③ ①②以外の場合 … 免除なし

【所得制限額(免除型)】

扶養親族の数	主たる保護者の所得額	扶養義務者等の所得額	備 考
0	1,920,000円	2,360,000円	1 扶養親族の数は所得税法に定める扶養控除の数とする。(年少扶養含む) 2 主たる保護者及び扶養義務者等の所得額は所得税法に定める借入前年の所得額とする。 3 ひとり親世帯以外の低所得者世帯は当該年度の世帯全員の住民税が非課税又は均等割のみの世帯
1	2,300,000円	2,740,000円	
2	2,680,000円	3,120,000円	
3	3,060,000円	3,500,000円	
4	3,440,000円	3,880,000円	
5	3,820,000円	4,260,000円	

4 育英基金の償還の猶予等

(1) 償還猶予

育英基金の貸付けが終了した後の1年間を据置期間とします。(償還の必要がありません)その後、ご自身が次の要件に該当する場合は申請することにより償還を猶予することができます。

- ① さらに他の学校へ進学又は転学したとき。
- ② 疾病、失業その他やむを得ない事由により償還が困難となったとき。

(2) 償還中の免除

育英基金の償還中にご自身が次の要件に該当する場合は、申請により償還の全部又は一部の免除を受けられる場合があります。

- ① 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき、又は労働能力に高度の制限を有したとき。
- ② 災害その他やむを得ない事情により償還が困難になったとき。

第二部 飛騨市育英基金の貸付申請について

育英基金の貸付けを受けようとする人は、ご自身の家庭の経済状況や、生活設計に基づき、貸付けを受ける必要性や償還時の負担などを十分考慮し、学資として必要な金額をお申請ください。受付後、申請内容を書類審査し、飛騨市育英基金貸付生選考委員会による選考のうえ、育英基金の貸付けの可否をお知らせします。

1 申請書の提出先と提出期限

提出先：飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所西庁舎2階
教育委員会事務局 教育総務課 ☎ 0577-73-7493
(各振興事務所及び神岡教育振興係(神岡町公民館内)経由も可)

提出期限：令和6年3月22日(金)

※チャレンジ枠を申請される方「自己申告書」は 3月15日(金)まで

2 貸付対象者

育英基金の申請ができる方は、次に掲げる要件全てに該当する方です。

- (1) 市内に住所を有し、かつ市税等徴収金の滞納がない方の税法上の扶養者の方
- (2) 経済的理由により就学が困難な方(世帯の所得が基準以下)
※6ページ「5 育英資金貸付申請における保護者等とその配偶者の所得基準」を参照ください。
- (3) 学業成績が優秀な方
※5ページ「4 育英資金貸付申請における学業成績の基準」を参照ください。
※学業成績基準によらない「チャレンジ枠」についても参照ください。
- (4) 進学する学校等が決まっている方

3 申請に必要な書類

育英基金の貸付申請に必要な書類は、次のとおりです。

【ご自身が所定の様式にて市に提出する書類】

- (1) 育英基金貸付申請書 (P14~P15)
 - ・申請者(本人)及び連帯保証人欄は、それぞれ自署してください。
 - ・親権者等の方のほか、貸付金の償還について貸付生と連帯してその責任を負う独立した生計を営む成年者の方の連帯保証人が1人必要です。(申請者と生計を共にしていない方で償還時に保証人となれる方)
- (2) 自己申告書 (P18)
 - ・「チャレンジ枠」で申請される方のみ ※成績基準を満たしている方は不要。
- (3) 育英基金貸付生推薦調書 (P19)
 - ・出身学校へ作成を依頼してください。

【ご自身で準備し、市に提出していただく書類】

(4) 世帯全員の住民票

- ・市役所市民保健課又は各振興事務所へ申請してください。(有料)
- ・生計を一にしている世帯全員の住民票(世帯分離している場合は分離している世帯全員の住民票も必要です)

(5) 主たる生計維持者及びその配偶者の所得金額が分かる証明書類等

- ・令和5年度 所得課税証明書(市役所税務課へ申請してください。有料)
- ・令和5年分の所得が分かる書類の写し
(所得税の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等)

(6) 出身学校の成績証明書

- ・出身学校へ申請をしてください。

(7) 進学しようとする学校等の合格通知書(入学を証明する書類)及び在学証明書

- ・進学しようとする学校へ申請してください。

4 育英基金貸付申請における学業成績の基準

育英基金貸付申請ができる方の学業成績基準は下記のとおりです。

【学業成績の基準】

- (1) 中学校又は高等学校を卒業し進学する場合は、出身校の3年間の学業成績証明書の評定の平均値が「3.5以上」である方
- (2) 大学等に在学している方については、秀、優及び良に相当する全履修科目単位数の合計を履修科目単位数総数で除した値が「0.5以上」である方

【※チャレンジ枠について】

上記の学業成績基準を満たさない方で、スポーツや芸術文化等で優れた成績を収めている方や、得意分野に特化して優秀な成績を収めているなど学業成績のみでは要件を満たさない場合に、次により応募することができます。

- (1) チャレンジ枠の応募要件は入学時のみの要件とし、2年目以降は従来の学業成績基準による判定となります。
- (2) 「自己申告書(P18)」の提出が必要です。※ 3月15日(金)締切
- (3) 自己申告書提出後、面接試験を実施します。

5 育英基金貸付申請における保護者等の所得の基準

【重要】関係書類を準備される前にご確認をお願いします。

育英基金を申請することができる方の所得基準は、次のとおりです。

ご自身の世帯の所得について、次に記載してあります①、②、③、④の順に計算してください。(16～17 ページ参照)

(1) 保護者等（以下「主たる生計維持者とその配偶者」という）の所得計算

① 給与所得の計算

給与収入額は、源泉徴収票の支払金額です。

区 分	給 与 所 得 計 算		
	給 与 収 入 額	給 与 所 得 控 除 額	換 算 給 与 所 得 額
主たる生計 維 持 者	円		
その配偶者	円		
合 計	円		
端数処理後の合計 (万円未満切捨)	円 (ア)	円 (イ)	円 (A)=(ア)-(イ)

【給与所得控除額の計算】

給与所得控除額(イ)は、次の表の端数処理後給与収入額の合計金額の区分により控除額を計算します。

【給与所得控除額算定表】

端数処理後の給与収入額計 (ア)	給与所得控除額 (イ)
251万円以下の場合	(ア)と同額
252万円以上400万円以下の場合	{(ア)×0.2+263万円}×0.8
401万円以上878万円以下の場合	{(ア)×0.3+223万円}×0.8
879万円以上の場合	389万円

② その他の所得の計算（給与所得以外）

その他の所得の額は税法上の必要経費を除いた額です。

その他の 所得区分	主たる生計維持者	その配偶者	合 計
農 業	円	円	円
営 業	円	円	円
不 動 産	円	円	円
	円	円	円
合 計	円	円	(B) 円

ご自身の世帯の所得額は、(A)の金額と(B)の金額を合計した額になります。

③主たる生計維持者とその配偶者の所得の合計額を求めます。

所得区分	所得額	
給与所得	(A)の金額	円
その他の所得	(B)の金額	円
合計額	(C)	円

(2) 所得から控除する額の算定表

所得から控除する額の算定は、ご自身の世帯の今年度の状況に応じ、次のとおり算定します。算定の対象は、主たる生計維持者とその配偶者、その被扶養者とし、申請者本人の祖父母等は除きます。

【扶養控除額算定表】

あなたの世帯の状況				控除 基準額 (一人当たり)	該当 人数	控除額
世帯が母子家庭の場合				49万円		万円
世帯に障がい者の方がいる場合				86万円		万円
就学者 (申請者を除く。)	小学校			8万円		万円
	中学校			16万円		万円
	高等学校	国公立	自宅通学	28万円		万円
			自宅外通学	47万円		万円
		私立	自宅通学	41万円		万円
			自宅外通学	60万円		万円
	大学(短期大学、大学院及び専修学校を含む。)	国公立		101万円		万円
		私立		144万円		万円
申請者本人	高等学校	国公立	自宅通学	28万円		万円
			自宅外通学	47万円		万円
		私立	自宅通学	41万円		万円
			自宅外通学	60万円		万円
	大学(短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校を含む。)	国公立		72万円		万円
		私立		87万円		万円
扶養控除額合計				(D)		万円

(3) 育英基金を申請することができる所得基準と判定

育英基金を申請できる基準は、主たる生計維持者とその配偶者の所得を合計した額（C）からその世帯の状況に応じた控除額（D）を差引いた額が、その世帯の人数の区分に応じた貸付基準額以下となれば育英基金を申請することができます。

世帯の人数は、保護者等とその配偶者、その被扶養者の計で出願者本人の祖父母等は除きます。

④ 主たる生計維持者とその配偶者の所得等を記入し、貸付基準額と比較し判定します。

主たる生計維持者とその配偶者の所得額	7 ページ (C)	円
扶養控除額合計	7 ページ (D)	円
扶養控除後の所得額	(E) = (C) - (D)	円
あなたの世帯の人数		人
貸付基準額 (※)	(F)	円
貸付判定	(G)	$E \leq F$ で受給可

※ 貸付基準額は、ご自身の世帯の人数に応じ下記の表から記入ください。

【貸付基準額の表】

世帯の人数 (※)	貸付基準額 (F)
2 人	2 3 8 万円
3 人	2 7 4 万円
4 人	2 9 6 万円
5 人	3 1 9 万円
6 人	3 3 8 万円
7 人	3 5 4 万円
8 人	3 7 0 万円

※ 世帯の人数は、申請者本人の祖父母を除きます。

(4) 算 出 例

(世帯の状況)

世帯構成：4人世帯 [父、母、本人(大学進学：私立)、妹(中学生)]

主たる保護者等の給与収入 400万円

その配偶者の給与収入 200万円

合計額 600万円 (a)

(給与控除額) $(600万円 \times 0.3 + 223万円) \times 0.8 = 3,224,000円$ (b)

(給与所得額) $(a) - (b) = 600万円 - 322万4千円 = 2,776,000円$ (c)

(その他所得) なし (d)

(貸付判定額の計算)

主たる生計維持者とその配偶者の所得額 7ページ (C)	算出例の(c) + (d) 2,776,000円
扶養控除額合計 7ページ (D)	本人：私立大学進学予定 87万円 妹：中学生16万円 1,030,000円
扶養控除後の所得額 (E) = (C) - (D)	1,746,000円
あなたの世帯の人数	4人
貸付基準額 (F)	8ページの貸付基準額算定表 2,960,000円
貸付判定	(E)1,746,000円 ≤ (F)2,960,000円 控除後の所得額(E)が貸付基準額(F)以下 なので受給可

6 申請書のチェックについて

世帯の所得を確認後、その所得が貸付基準額以下であることを計算し、貸付判定が受給可となりましたら、申請の手続きをお願いします。

申請書の提出は、各書類の記入漏れがないか、必要書類が全てそろっているかなど、ご確認いただいたうえで提出をお願いします。

全て揃っていない場合は、お返す事がありますのでご承知おきください。

次ページ「育英基金貸付申請書類チェック表」で確認し、こちらもご提出ください。

育英基金貸付申請書類チェック表

育英基金の貸付申請には、下記の書類が必要です。

[準備ができたものは□欄にチェック(✓)してください。]

提出書類	確認事項
------	------

≪所定の用紙にご自身で記入し提出するもの≫

<input type="checkbox"/> 育英基金貸付申請書	<input type="checkbox"/> 申請者(本人)及び連帯保証人欄は、それぞれ自署しましたか。 <input type="checkbox"/> 保護者以外の連帯保証人の方は、貸付生と連帯してその責任を負う独立した生計を営む成年者の方ですか。
<input type="checkbox"/> 申請用所得計算表	<input type="checkbox"/> 世帯の人数は、申請書に記載した家族の人数と同じですか。 <input type="checkbox"/> 所得は、令和5年分給与源泉徴収票及び確定申告書、又は住民税申告書と同じ額ですか。
<input type="checkbox"/> 自己申告書(※)	※ チャレンジ枠の申請の方のみ必要です。 成績基準以上の方は不要

≪出身学校等に依頼し提出するもの≫

<input type="checkbox"/> 育英基金貸付生推薦調書	※ 発行までに日数がかかる場合がありますので、早めに申請をしてください。
<input type="checkbox"/> 成績証明書	<input type="checkbox"/> 貸付けの手引き5ページに記載してある成績基準以上ですか。 ※「開封禁」は、開封しないで提出ください。

≪進学する学校から取得し市に提出するもの≫

<input type="checkbox"/> 進学する学校等の合格通知書及び在学証明書(※在学証明書は後日提出)
--

≪市役所(市民保健課・税務課)又は各振興事務所で取得し提出するもの≫

<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票	生計を一にしている世帯全員の住民票(分離している場合は、分離世帯全員の住民票も必要です)
<input type="checkbox"/> 令和5年度の所得課税証明書	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の証明書はありますか。 <input type="checkbox"/> 上記の配偶者の証明書はありますか。

≪ご自身で準備し提出するもの≫

◎給与所得のある方	※ 給与所得の方は、源泉徴収票の写しが必要です。
<input type="checkbox"/> 令和5年分給与所得の源泉徴収票(写)	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の源泉徴収票の写しはありますか。 <input type="checkbox"/> 上記の配偶者の源泉徴収票の写しはありますか。
◎営業、農業、不動産等の所得のある方	※ 給与所得以外の所得がある場合は、確定申告書または住民税申告書の写しが必要です。
<input type="checkbox"/> 令和5年分所得税の確定申告書(写) 又は住民税申告書(写)	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の申告書の写しはありますか。 <input type="checkbox"/> 上記の配偶者の方の申告書の写しはありますか。

第三部 貸付決定後の手続き及び提出書類等について

育英基金の貸付決定後についても、支給手続きに関する書類、ご自身の学業成績の状況、育英基金の貸付継続や償還に関する書類について提出が必要になりますのでご承知おきください。

1 貸付決定後に提出していただく書類

貸付決定後に次の書類を提出ください。

- ・育英基金誓約書（連帯保証人2人の署名が必要です）
- ・口座振込申請書（貸付金振込用）
- ・育英基金借用証書（貸付後、提出ください）
- ・飛騨市収納金口座振替依頼書（償還用口座：指定金融機関へ提出ください）

2 育英基金の貸付

上記のうち貸付関係書類提出後、育英基金の貸付はご自身が指定する口座に毎月末までに振り込みます。ただし、毎年4月及び5月分の貸付は、6月分と合わせ3か月分をまとめて6月末までに指定口座に振り込みます。

3 育英基金の貸付の停止

育英基金貸付生が次の各号に該当する場合は、育英基金の振込を停止する場合がありますのでご注意ください。

- (1) 休学若しくは1か月以上にわたる欠席をしたとき、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 成績不良のとき。
- (3) 市長が指示した書類の提出がなかったとき。

※ 停止期間中の育英基金については、後日改めて振り込むことができませんのでご注意ください。

4 学業成績証明書の提出

育英基金貸付生は、毎年度4月末日までに次の書類を提出しなければなりません。

【提出していただく書類】

- ・育英基金貸付継続意向調書（年度末に郵送します）
- ・学業成績証明書（在学する学校等へ申請しご提出ください。）

【卒業したとき提出していただく書類】

- ・卒業証明書（卒業したときから1か月以内にご提出ください。）

5 進学後の学業成績の基準

進学後の学業成績が不良の場合、育英基金の貸付けが停止される場合がありますので、学業に精進してください。

【学業成績の基準】

- ・進級に必要な単位が取れなかったとき。
- ・成績不良のとき。
 - 高等学校： 前年度の学業成績証明書の評定の平均値が3.5未満の場合
 - 大学等： 前年度の秀、優及び良に相当する履修科目単位数の合計を前年度の履修科目単位数総数で除した値が0.5未満の場合
年度毎に履修した科目の単位数で算定します。
3年生に進級の際は、2年生時の履修科目単位数総数で算定します。

6 住所等変更届の提出

ご自身や連帯保証人の方の住所等が変更になった場合は、育英基金貸付生住所等変更届の提出が必要です。なお、変更届を提出しなければならない事由は次のとおりです。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 氏名又は住所等の変更があったとき。
- (3) 転学（学部変更）により修業課程に変更を生じたとき。
- (4) 疾病その他の事由で学校を休業（復学含む）、退学及び転校したとき。
- (5) 停学の処分を受け、又はその処分を解かれたとき。